

【鎌倉憲法カフェの提言】

『トランプ政権』と『日本の国防』

共和党トランプ氏が民主党クリントン氏との接戦の末、米国の大統領選を制し、英国のEU離脱に次ぐ番狂わせに世界は米国の経済・軍事面に於ける政策を注視しています

オバマ大統領の未来志向の「チェンジ」に対して「アメリカ・ファースト」を標榜するトランプ政権の誕生、世界の潮流はグローバリズムからナショナリズムへ転換、

世界の『安全保障体制』と『自由貿易主義』は根底から揺らぐことになるのでしょうか？

■ 国民の不満に点火

大統領としての資質・品格を共和党首脳を含めて多くの有識者が否定した人物を、世評を覆し米国は選択しました

トランプの野心が、グローバリゼーションを牽引する

米国の陰に潜む国民の不満に火を点けたのです

そこにはポピュリズム（大衆迎合主義）と同時に、現代の社会が抱える普遍的問題があることは否定できません。自由主義経済の下、人件費の高い米国製品は競争力を失い、多くの人の雇用機会を奪われる一方で、IT技術の活用、規模の利益等の経済合理性による産業構造の変革と金融取引を中心に米国経済は成長を維持して来ました。その結果、米国と雖も深刻な格差社会を避けられず、資本主義社会の抱える二極化の問題に直面しています。

企業を解雇され安定収入と同時に医療保険を失った低所得者層に、オバマ政権は2010年3月、「患者保護と妥当な医療に関する法律」（通称「オバマケア法」）を制定して国民皆保険の途を開きますが、社会保障制度に則った日本の健康保険制度と異なり、民間保険への加入を義務づけ、対象疾病の枠を広げたため、加入者を高額の保険料負担で苦しめるという酷い結果を招きました。石炭火力発電の新設禁止という地球温暖化対策の方針も米国の石炭産業に打撃を与え、弱者救済を期待されたオバマ政権への不満に繋がり、従来路線の継承を否定し、自国産業保護を掲げたトランプ氏が乱戦を制したのです。中国牽制をも見据えた「TPP」からの離脱、高率関税や法人税減税、二国間交渉等による自国産業保護政策が、世界の経済活動に及ぼす悪影響が懸念されます。

■ 安全保障の対価

米国の保護貿易への傾斜と並んで危惧されるのが、世界の『安全保障体制』を揺るがすトランプ氏の発言です。戦後、特に冷戦終結後は『世界の警察官』として世界の平和を一手に担ってきた米国の安全保障政策は、2001年9月の米同時多発テロ以降、米国の軍事政策、米国民の意識が変わり、オバマ政権は『世界の警察官』を否定する宣言をして軍事費削減を図る一方で、同盟国との相互防衛条約の維持は米国の国益として日本の抱える尖閣問題に対しても日本支持を明言していましたが、一方、トランプ氏は『世界の警察官』を否定しながらも次の通り軍備の大幅拡張を主張、その財源を同盟国の分担金に求め、同盟国としての役割を十分に果たさない相手国に対しては手を引くことを示唆しています。

陸軍兵士の増員 49万人から54万人

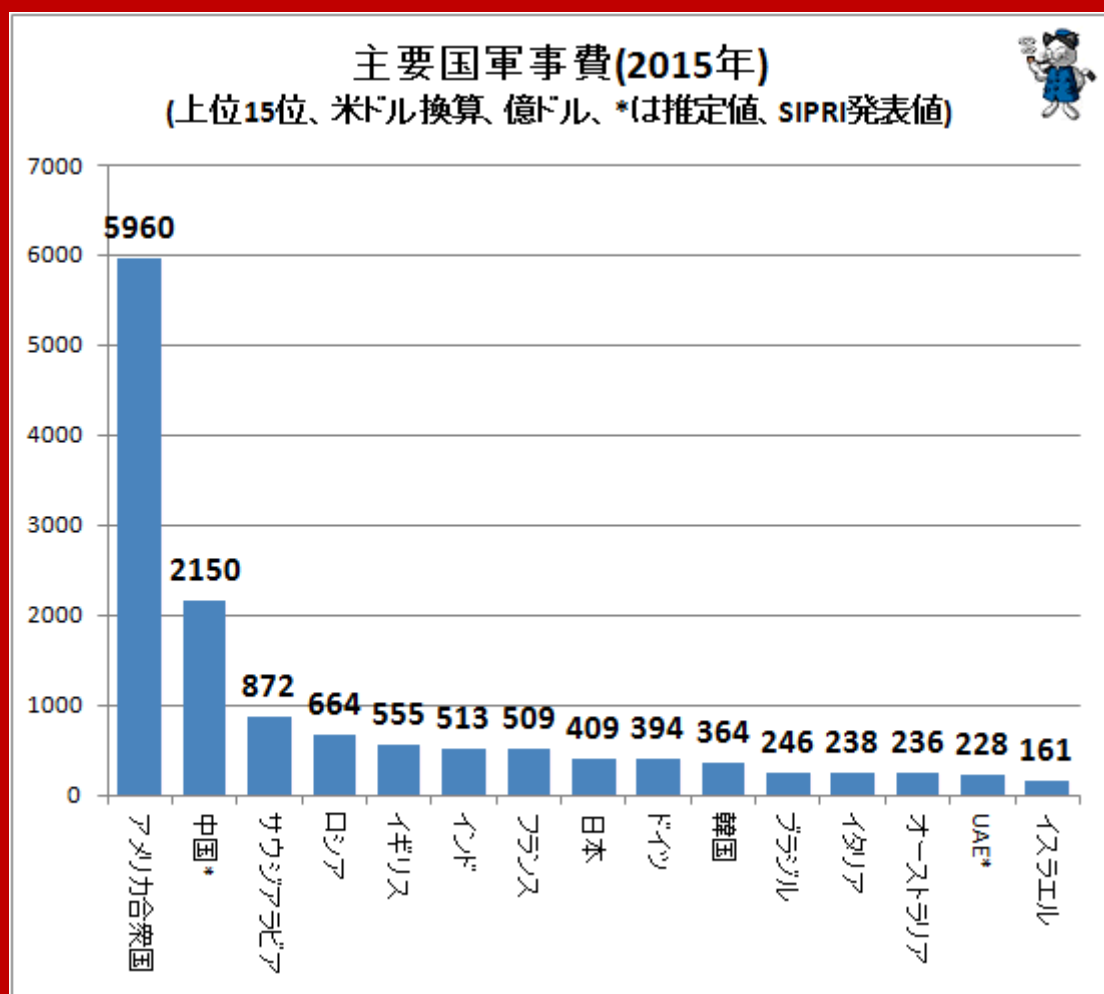
空軍戦闘機の増機 1,113機から1,200機以上

海兵隊大隊 23部隊から36部隊

海軍の水上艦・潜水艦 276隻から350隻

大戦後他を圧倒していた米国の軍事力に対して、中国の急激な軍事力強化が脅威を与えているのでしょう。

トランプ大統領が『世界の警察官』を否定しながらも軍備拡張を推進しようとしているのは、軍事的優位を自国のために維持する必要性を認識した上で、それに伴う軍事費の増加を同盟国に分担させる戦略かと思われます。戦後米国は、世界の共産化を防止するために各地域に軍事同盟を設け、その軍事力の中核を担ってきました。安全保障機能を失った国連に代り、同盟国は米国の軍事力に依存して自らの国防費を節減しているのです。世界の主要国軍事費（2015年）は次の通りです。



従来各国対等を原則としてきた軍事同盟は、提供可能な軍事力に応じ今後は調整金を設けるべきなのではないでしょうか。

■ 各国の米軍駐留経費負担率

日米安保条約について、トランプ氏は選挙期間中日本有利で不公平と批判、米軍駐留経費の全額負担を要求、発言の背景には米国民の「安保ただ乗り」非難があります。米軍駐留の受益者は、基地提供国だけではなく米本国の国防にも寄与するものであると同時に、トランプ氏の軍事拡張計画の規模から米軍駐留経費の負担率見直し程度で済むとは思えませんが、現状を見てみましょう。

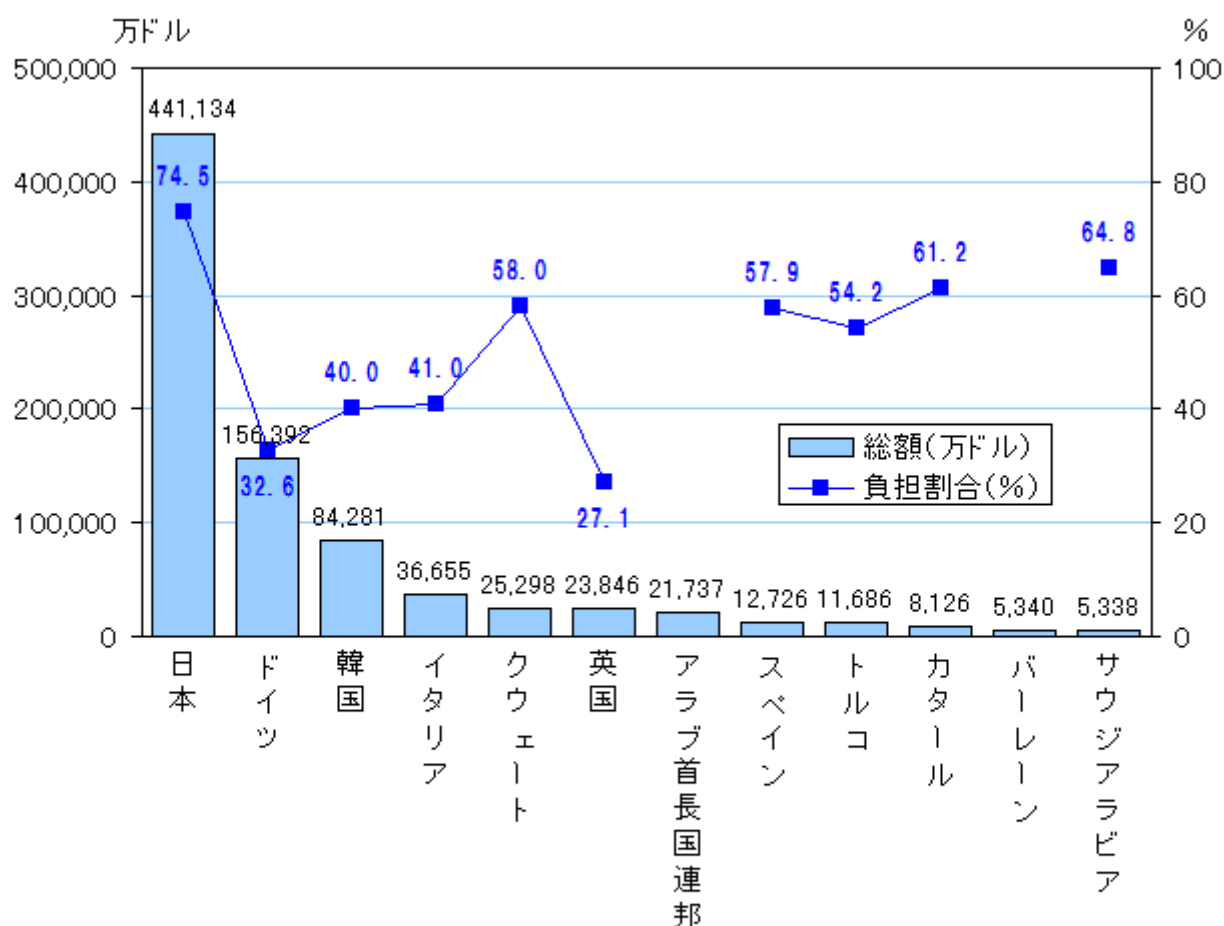
各国の米軍の駐留経費負担率については、最近の数字は公表されていないようですが、2002年の米国防総省の発表は次の通り、日本の負担率・負担額は突出しています（駐留米兵人数は2016年9月時点）

日 本	= 74.5%	(5293 億円)	38807 人
イタリア	= 41%	(438 億円)	12099 人
韓 国	= 40%	(1011 億円)	24189 人
ドイツ	= 32%	(1876 億円)	34562 人
英 国	= 27%	(286 億円)	8380 人

日本の負担率は、北朝鮮に対峙している韓国を圧倒し、ドイツと較べても倍以上の負担率となっています。

2016年度の負担は、基地従業員人件費に対する思いやり予算、施設提供費、自治体への基地交付金、普天間関連費用等を加えると総額7千6百億内に膨れ上がります
 各国の米軍の駐留経費負担率をグラフ化すれば次の通り、
 日本の負担率・額が突出していることは一目瞭然です

米軍駐留経費の受け入れ国負担(2002年)



(注) Allied Contributions to the Common Defense (米国国防総省、2004年)による。

アラブ首長国連邦、バーレーンの負担割合は不明。

(資料) 東京新聞大図解「日米安保50年」2010年6月13日

社会実情データ図録より

(<http://www2.ttcn.ne.jp/honkawa/9352.html>)

国別の格差は各国固有の事情によるものでしょう
日本に関しては、在日米軍基地が担う米本国の対アジア
戦略上の重要性、基地を本国に撤収した際に想定される
米軍維持経費の増加、何よりも同盟国の社会主義化の
防止が米国の利益に繋がるという米国の基本戦略等の
事情から日本の全額負担に至っていないということです
しかし、日本の立場を十分に説明する必要はありますが、
全額負担となっても自力防衛より遥かに有利なのであり、
トランプ氏の全額負担要求を一蹴すべきではありません
トランプ氏がこれらの事情をどこまで理解しているのか
解りませんが、根底には条約の前提である日本の集団的
自衛権への世論の抵抗、自衛権を縛る「必要最小限」

など制約に対する不信感があるように思われます

平成 28 年 1 月 27 日 米太平洋軍のハリス司令官は
ワシントンで講演し、「尖閣諸島は日米安全保障条約の
適用対象であり、（日本が）中国の攻撃を受ければ、
米国は間違いなく日本を防衛する」と言明しました
しかし、「米軍が尖閣の防衛義務を果たすからといって、
日本が自らの努力を怠れば、米軍が出動する前提が
崩れるということだ」と敢えて付言しています

自国を護ろうとしない国民を米国民が命懸けで護る
道義はないと念を押す必要性を米国は感じているのです

■ 国防の障害「憲法第9条」

2004年 元米国務省の重鎮知日派のアーミテージ氏は、
憲法第9条を日米同盟の障害とする発言をしています
『日本を戦争の出来る国にする』という安倍政権批判を
奇異に感じない外国人はいないのではないのでしょうか
何人も他人の攻撃に対して反撃を許されているように、
全ての独立国は侵略国の攻撃を防衛する権利があります
憲法が自衛の途を閉ざしているなら即刻改憲すべきです

『憲法に縛られて自国を護れない不思議の国、日本』は、
軍事分析会社グローバル・ファイヤーパワー (Global
Firepower) の「世界の軍事力ランキング 2016年版」で
世界の主要126か国中ベストテンの9位とされています
スイスの金融機関、クレディスイスの軍事力比較では、
更に上位の米露中に次ぐ4位にランクされているのです

世界が自衛隊の戦力を高く評価する中で、日本の野党、
知識人、マスコミの多くが自衛・国防を否定する姿は、
自衛隊員の士気のみならず、米国の日本防衛に対しても
不安を与え、トランプ発言に繋がっていると思われま

今日の世論が日本の自衛権を否定する根拠は、正しく
アーミテージ氏指摘の通り憲法第9条にあるのです

トランプ氏の日米安保条約に関する発言は次の通りです

「米国が日本と結んでいる条約は興味深い。

なぜなら米国がどこからか攻撃されても、

日本には米国を助ける義務はないのだから。

それでいて、もし日本がどこからか攻撃されたら、

米国は日本を守らなければいけない。

そんな取引を米国はしているのだ」

一昨年の安保法案で日本が集団的自衛権を認めるまでは、

日本はこの批判を全面的に甘受せざるを得ませんでした

トランプ氏の批判を裏付けるアーミテージレポートです

アーミテージ元国務副長官とジョセフ・ナイ元国務次官補

(現ハーバード大学教授)による第3次アーミテージ

レポートも、2011年3月の東日本大震災に於ける

「トモダチ作戦」が、憲法の柔軟な解釈によって成功した

例を引き、憲法9条を日米共同防衛の障害と指摘しました

「日本の国防」という最も深刻な局面に於いて、共同して

日本防衛に当る米軍を自衛隊が防護する集団的防衛を

日本の憲法が禁じているとして改善を提言しています

2012年8月のこのレポートから3年後の昨年9月30日、

日本政府は安保法案を公布(今年3月29日施行)し

米国の不満に応えましたが、未だ十分とは言えません

日本の自衛権には、憲法解釈上の次の制約があるのです

- ①外国の武力攻撃によって国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態、
- ②侵略の排除が軍事的手段によってのみ可能である事、
- ③外敵の直接・間接に侵略を受けてはじめて防衛力行使が可能となる受動的な防衛（専守防衛）
- ④国民のの権利を守るための必要最小限度の「武力の行使」
- ⑤侵略国に向いて基地攻撃を敢行することは不可
- ⑥自衛隊は、長距離型爆撃機、攻撃型空母、大陸間弾道ミサイル等の「攻撃的兵器」を装備不可
- ⑤⑥は、米軍に依存せざるを得ないことになるのです

日本は、憲法9条で他国を侵略しないと宣言しています
自衛権にまで多くの制約を設けるのは何故でしょうか？

まるで近隣諸国の侵略を誘っているように見えます

有力な論拠は、憲法前文「国民の平和的生存権」と憲法13条「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」を法的根拠に憲法9条の例外として日本の自衛権を認め、憲法9条とのバランスから各種の制限が設けられたとし、他国防衛の集団的自衛権に法的根拠はないという説です
憲法9条を自衛権放棄と解釈して改憲圧力が高まるのを封じる護憲派の解釈で、全く理に通っていません

国民の生命を外敵から護るのが国家最大の使命として
憲法 13 条を憲法 9 条に優先させ自衛権を認めるならば
憲法 9 条との整合性を問題にすべきではないし、侵略者を
利する自衛権に対する数々の制約は社会正義に反します
また、集团的自衛権の他衛は憲法上根拠が無いとして
否定されますが、集团的自衛権の目的は自衛にあります
他衛はその手段ですから憲法 13 条が自衛権を認めるなら
当然集团的自衛権も含めて認めるべきでしょう
そもそも憲法 13 条を重視するのなら、何故憲法 9 条で
自衛の権利まで放棄したのか説明が付きません

憲法学者も政府の方針を一步遅れて正当化していく際に
次第に法の精神を見失っていったように見受けられます
自衛権に多くの制約を設けることは、徒に国民の犠牲を
増やすだけで日本にとって何の法益もありません、また、
集团的自衛権を否定する合理性にも疑問があり、これでは
本来日米安保条約締結も国連加盟も出来ない筈なのです
憲法学者の解釈は、明白に日本の国防を否定しています
アーミテージ氏が「憲法 9 条を日米共同防衛の障害」と
指摘し、米太平洋軍のハリス司令官が、「自国を護ろうと
しない国民を米国民が命懸けで護る道義はない」と宣言、
米国防白書も年々日本防衛の主体は日本との論調を強め、
トランプ発言は、日本の世論に対する最後通牒なのです

「平和憲法・専守防衛」を護符のように唱える国内世論は、
今や「日本の国防」を危機に晒していると言えます
「軍備の放棄」が「他国の侵略」を思い止まらせるという
オカルト論法を信じる日本人が何処にいますのでしょか
このような合理性の無い憲法解釈を以て世論を誘導し、
国民の生命・国家の存立を危うくすることは許されません

日本の戦争放棄はポツダム宣言の帰結であり、幣原総理の
発案はこれを天皇制維持に利用した過ぎませんでした
ポツダム宣言は、日本を世界征服の侵略者に仕立て上げ、
米国が日本を開戦に追い込み、原爆という無差別殺戮の
実験場とした責任を日本の軍国主義に転訛したものです
その詳細は別の機会に譲るとして、日本国民が自らの生命、
財産を危機に晒す自衛権放棄を誓った事実はないのです
世界中が軍備を放棄するなど考えられないことです

戦争放棄は国連の安全保障機能を前提として平和と結び、
合理性を持つもので、今日の世論には正統性がありません
国内の治安維持は、警察の武力と司法制度のお陰であり、
武力無くして世界の治安が維持できる筈がありません

日本の司法制度の一翼を担う憲法学者や弁護士が、
安保違憲訴訟の先頭を走るのは実に奇妙な光景です
憲法制定の経緯を辿り憲法9条の真意を確認してみます

■ 憲法九条の真意と制定の経緯

憲法9条は、日本の国防を「国連」に託したものです
決して世界各国に無防備を呼び掛けたのではありません
「国連」が「世界の警察官」となる時代を先取りして、
日本は世界に先駆けて戦争の放棄を宣言したのです
国内の治安が警察の武力によって維持されているように、
世界の治安維持を日本は「国連」の武力に期待したのです
「国連」の武力とは、加盟各国の武力が「国連」の
指揮命令下に入り統一されたものに他なりません

憲法9条【戦争放棄】が日本を護るという今日の信仰、
そこには祖国を滅亡に導く歪んだ解釈があるのです
日本を護るのは憲法9条ではなく「国連」であったのです
「国連」の安全保障機能が麻痺した今日、憲法9条を盾に
自衛隊や日米安保条約を違憲とするのは亡国の愚論です

これが私の古稀の手習いから達した結論であり、
その詳細は別稿「平成の乱」にて説明しています
そもそもポツダム宣言は日本軍の全面解除を求めており、
連合国の占領目的は一切の兵器の撤去・廃棄、軍需工場の
廃止によって日本を戦争が出来ない国にすることでした
ポツダム宣言の受諾は、日本の武力放棄を意味したのです

天皇制の維持に悩んでいた総理大臣の幣原喜重郎は、
憲法9条【戦争放棄】を発案することによって、天皇が
二度と軍隊を持たないことを連合国に示し、軍国主義、
侵略国家という諸外国の誤った日本像を払拭し、天皇の
戦犯処刑論、天皇制廃止論を避けましたが、【戦争放棄】
自体は連合国の既定方針だったと考えるべきなのです

昭和21年1月24日 幣原はマッカーサーを訪ね、日本が
憲法で軍備を放棄する案を打診、極東委員会の天皇制廃止
圧力を危惧していたマ元帥は、これを歓迎したのです

2月3日 GHQ 民政局長ホイットニー准将に憲法改正の
三原則を明示して草案の作成を急ぐよう指示しますが、
「戦争放棄」条項には次のように記載されておりました
「紛争解決のための手段としての戦争、さらに自己の安全
を保持するための手段としての戦争をも、放棄する。

日本はその防衛と保護を、今や世界を動かしつつある
崇高な理想に委ねる。

日本が陸海空軍を保有することは、将来ともに許可される
ことがなく、日本軍に交戦権が与えられることもない。」

幣原総理は、ポツダム宣言の否定する自衛に代り日本の
国防を「国連」に託し、マッカーサー元帥は日本は
「その防衛を崇高な理想（国連）に委ねる」としたのです

2月13日 幣原内閣の憲法草案に対する回答を求めてGHQを訪問した松本国务大臣と吉田茂外相に対して、民政局長ホイットニー准将はGHQ草案を渡し、同草案に沿わなければ天皇の地位は保障出来ない旨恫喝します。天皇制は国家統合の象徴として維持されたものの、日本の国連加盟は米国の一存で決められませんから、戦力放棄の前提「国連」についての言及は草案にありませんでした。

3月6日 GHQ草案に準拠した「憲法改正草案要綱」を政府は発表、そこには天皇の勅語、幣原談話と同時に、マ元帥の全面承認声明が添えられ、憲法草案が元帥の指令による日本政府とGHQ共同の成果だと記されていました。

草案の内容が原文が英語の米国主導であることは一目瞭然であることから、米国紙の中には、占領期間中の寿命しかない「米国の憲法」と断じる報道もありました。日本の報道陣からも、新憲法の土台となる草案に対する

マ元帥の全面承認は日本の修正を否定するものか、極東委員会の承認を得たものか等の質問が寄せられます。

20日 極東委員会は、マ元帥の承認声明を権限逸脱と批判、日本の議会での自由な審議を拘束する恐れがあり、以降進展状況の逐次報告と憲法可決前の極東委員会による審査を要求、米国の干渉を厳しく指摘してきたのです。

4月の衆議院総選挙を経て、5月に発足した吉田内閣の下、6月25日「帝国憲法改正案」は帝国議会に上程されます。衆貴両院で審議されましたが、党派を超えた複数の議員が【戦争放棄】条項に対する国民の不安の声を訴えて政府に「国連」加盟を要請したのは当然のことでした。

6月26日の衆議院本会議、吉田茂総理大臣は憲法9条を「世界連合国家の創設に寄与せんが為」と答弁しています。7月30日第5回衆議院小委員会では金森徳次郎国務大臣は、「永久にこれを抛棄する」と強い言葉を用いた憲法9条第一項（戦争放棄）に対し、第二項（戦力不保持）は、『将来国際連合等との関係』から軍備保有の余地を残したと答弁、「国連」指揮下の軍事力保有を想定していました。

衆議院小委員会では、自衛戦争を可能にする芦田修正が加えられ、GHQ民政局ケーデイス次長はこの修正を認め、極東委員会も文民条項の新設を条件にこれを認めました。何人も国家の自衛権を否定することは出来ないからです。

しかし、政府が芦田修正を認めず、吉田総理以下

日本共産党を除く国会議員が日本の自衛権を否定する姿勢で一貫したのは、ポツダム宣言の違反を理由とする戦争再開・占領継続を懼れたことと、軍備に割く余裕の無い当時の日本は、経済再建を最優先としたからです。

8月26日貴族院本会議で高柳賢三議員は次の通り発言、
『世界聯邦』を前提としない憲法9条を否定しています
『世界聯邦ノ形ニ於ケル世界國家ガ成立スレバ、(中略)
武カハ世界警察カトシテ、人類理性ノ僕トシテノミ存在ガ
許サレル、改正案第九條ハ斯カル世界聯邦ヲ前提トシテノ
ミ合理的デアリマス(中略)改正案第九條ヲ採擇スル以上、
速カニ之ヘノ参加ヲ要請スル方針ヲ以テ
一面武装ナキ日本國民ノ安全ヲ確保シ、他面世界聯邦建設
ニ努カスルコトガ必要不可缺デアルト思ヒマス』

「国連の理想」を排した憲法9条神話が姿を見せたのは、
昭和30年憲法を改正して自衛権を明確にしようする
自民党と、護憲を掲げて社会党が対峙した55年体制です

昭和32年の閣議決定を受けた「国防の基本方針」は、
国連が有効に機能するまでの間、侵略に対して米国との
安全保障体制を基調として対処することになっています
冒頭に謳われた「国際連合の活動支持と国際協調による
世界平和の実現」は、憲法9条の精神を具現化しています

ところが、三年後の60年安保で護憲派の社会党は、
日米分断の熾烈な安保反対闘争を展開、当時日本には未だ
共産主義の現実を知らない知識人が沢山いたようです

■『国連の理想：平和』

幣原総理・マ元帥が期待した『国連の理想：平和』は、共産主義国の韓国侵略により苦難の船出となりました。米国がアジアの代表として安保理の常任理事国に指名、拒否権の特権を与えた国民党蒋介石主席は、終戦と同時に毛沢東との国共内戦を開始、国民党主導の下で共産党を含む政府の樹立を構想する米国の調停案にも背きます。1949年米国の支援を失った蒋介石は毛沢東に敗れ、共産化した中国は、翌1950年ソ連と共に北朝鮮を支援し韓国を侵略、朝鮮戦争が勃発して更に理想は遠退きます。米国は国連未加盟の韓国のため多国籍軍（通称国連軍）を組織して防衛に努めますが、勝敗がつかず今も停戦中です。憲法9条の前提『国連の理想』は、共産主義国の攻勢の前に早くも試練に曝され、反共の時代を迎えたのです。

朝鮮戦争は、毛沢東に台湾に逃れた蒋介石の国民党政権（中華民国）追撃の余裕を奪い二つの中国が誕生、国連の常任理事国の地位は中華民国が維持していましたが、米中和解を外交方針としたニクソン大統領は、1971年東欧の共産主義国アルバニアの「中国代表権交代提案」に同意、中国本土の共産党政権（中華人民共和国）が国連に加盟、拒否権を有する五大国常任理事国となったのです。

日本の国連加盟は、中国より15年早い昭和31年（1956年）12月18日、国連加盟193か国中80番でした。昭和26年（1951年）日本は憲法制定時の経緯もありサンフランシスコ平和条約の前文で国連加盟を宣言、翌52年4月の条約発効後直ちに加盟申請をしています。9月の安保理でソ連が拒否権を行使して受理されず、昭和31年（1956年）10月の鳩山一郎首相の訪ソと、「日ソ共同宣言」を経てやっと国連加盟が実現したのです。国連憲章には、大戦中に連合国と敵対していた枢軸国を差別するいわゆる敵国条項の規定があり、枢軸国日本の国連加盟には各国の警戒心も強かったのですが、前年に開催された第1回アジア＝アフリカ会議（バンドン会議）オブザーバー参加などの平和志向が評価されたのです。

インドネシアのバンドンで開催された第1回A A会議は、議長スカルノ大統領が「世界人口の約半数13億を占める有色人種の代表による世界最初の国際会議」と述べた通り、東西冷戦下「第三世界」の結束をアピールした会議でした。アジア23カ国を含む29カ国が参加、インドネルー首相、中国周恩來の提唱した平和五原則に対し、親西欧諸国が「平和共存」の非同盟主義を「共産主義思想の申し子」と反発、「基本的人権と国連憲章の尊重」「個別的・集团的自衛権の尊重」等を加えた平和十原則を採択しています。

国連の安全保障機能への期待を窺わせますが、その後は
ダライ・ラマ 14 世亡命問題、中印国境紛争などを巡る
中印関係の悪化や、イスラム原理主義の台頭などの
対立により残念ながら活動が停止してしまいました

国連加盟後の日本は、国連による世界平和の実現に
積極的に取り組んでおり、国連安全保障理事会の
非常任理事国（10 か国 任期 2 年）として昭和 33 年以来
国連史上最多 11 回目の任期中（平成 16・7 年）にあります
世界の平和と安全の維持に重大な責任を負っており、
更に常任理事国入りを目指しているのですが、憲法 9 条が
集団的自衛権を否定するという解釈は、自由主義陣営の
安全保障を担保する米国との共同防衛ばかりではなく、
国連平和維持活動に貢献する上でも障害となっています
国連の追及する平和は、戦力の放棄による平和ではなく、

加盟国の武力を統一することによって達成されます
警察の正義の剣が犯罪者の邪悪の剣より劣っていれば、
国内の治安維持が覚束ないように、世界警察としての
国連の武力は、侵略者の武力を圧倒する必要があります
世界第三位の経済大国にまで復興した日本は、同盟国の
犠牲の上に築かれた平和に安住することなく、戦争という
地獄を未然に防止するために集団的自衛権を容認する、
これが安倍政権の積極的平和主義ではないでしょうか

憲法9条は、「国連中心主義」を表明するものでした。国連による統一された軍事力が世界警察として機能し、侵略戦争という国際犯罪を取り締まる「国連の理想」の実現を先取りして日本が率先垂範軍備を放棄したのです。国連の安全保障機能が正常に機能すれば、日本の自衛隊も国連の指揮下で国際警察の一翼を担うことになるのです。憲法9条2項が想定していたように、国連指揮下に於いて自衛官は国内の警察官と同様、世界の警察官となって国際的な治安維持に従事、各国の国防を担うわけですから

日本は、1960年の安保条約改訂を機に「日本の国防」を長い間米国の軍事力に依存、米国の軍事力の陰で安住し「国連の理想」に対する努力を怠って来たように見えます。国連の安全保障機能が五大国の利害対立により機能せず、それにも拘らず憲法9条を曲解した国内世論は、自衛隊や

日米安保を違憲とし安保法案を批判しているのです。国連が日本の国防を保障出来ない一方で、周辺国の脅威が高まっている現状に於いて、安保法の違憲訴訟を全国的に展開する勢力が国連の理想追求を阻んでいるのです。

日本への侵略行為を未然に防ぐ日米安保条約は、国連憲章の想定した軍事同盟であり、米国の不満に添えて日米安保条約の不備を正常化しようとする安保法は、戦争回避のためのものであって戦争法案ではありません。

国連の安全保障機能は、安保理の常任理事国五大国の拒否権によって阻まれていますが、逆に五大国の拒否権が軍事行動を阻むことにより国連は崩壊を免れ、加盟国に対する侵略行為を勧告や経済制裁によって牽制して安全監視機能を維持して平和への灯としているのです。安全保障機能の次善の策として、国際連合憲章第51条は「個別的または集団的自衛の権利」を定め、加盟国が軍事同盟を結成し、集団防衛を図ることを容認しています。軍事同盟の目的は戦争をすることではなく、軍事的弱者が軍事力を統合することにより他国の侵略を防ぐことです。

2015年11月24日ロシア空軍のSu-24戦闘爆撃機がトルコの領空を侵犯したとしてトルコ軍のF-16戦闘機に撃墜されたロシア軍爆撃機撃墜事件で、北大西洋条約機構（NATO）は証拠を示して「トルコが領土（領空）を保持することを支持する」とロシアに警告し、両国の直接対話による緊張緩和を求めましたが、NATOの存在が無ければロシアはトルコ侵略の口実とした可能性もあり、軍事同盟は加盟国の犠牲を避けるよう行動するのです。

「国連の理想」は一步後退して軍事同盟によって支えられ、米国は幾つもの軍事同盟に関与し、国連に代って世界の治安維持に貢献、理想が実現する時を待っているのです。

■ 米国を中心とする軍事同盟

世界の平和を目指す国連は、加盟国の軍事力を結集して
世界警察として平和の攪乱者を鎮圧するものでした

軍事力行使の判断は、安全保障理事会が担当、15か国の
理事国に委ねられますが、拒否権を有する常任理事国
五大国の判断が加盟国の国防を左右することになります

現実には五大国の利害が対立して足並みが揃わず、
1950年の朝鮮戦争では常任理事国五大国の一角ソ連が、
毛沢東の中国と共に平和の攪乱者北朝鮮側に立ちました
最初に「国連の理想」を破壊したのは、共産主義による

世界制覇を目論むスターリンのソ連だったのです
朝鮮半島を米国の意に反し南北に分断し、あわよくば
北朝鮮に韓国を併呑させ共産化しようとしたのです

米国は、国連未加盟の韓国のために国連軍を組織して
かろうじて韓国を防衛しましたが、実際は国連軍ではなく
米国が国連に代り自由主義陣営で組織した多国籍軍です
1951年年頭の挨拶でマッカーサーは日本国民に向かって
日本の再軍備を促していますが、これは憲法9条の前提
「国連の理想」が共産主義国によって踏み躪られたとの
認識の下に、無防備の日本の共産化防止に対する米国の
責任を痛感し、憲法9条の非を後悔するものだったのです

冷戦構造下の米国は、共産主義の浸透を警戒、世界の平和を目指す国連の次善の策として、国連憲章第51条に基づき国連に代り自由主義陣営の各国と軍事同盟を結び、次の通り安全保障体制構築・共産化防止に努めて来ました

◆米州共同防衛条約（リオ協定）1947年調印・1948年発効

北米・中米・南米を中心に17か国による集团的防衛条約
1982年にアルゼンチンがフォークランド諸島を占領したフォークランド紛争でアルゼンチンの主張を認めながら、

英国(NATO)に対する集团的自衛権の発動は行なわず、NATOにも加盟している米国としては動けなかったのです

◆北大西洋条約機構(NATO) 1949年4月冷戦下でソ連の軍事的脅威に対抗し、ベネルクス3国、英仏の5か国で締結されていたブリュッセル条約(1948年)に、米、加、伊、ノルウェー、デンマーク、ポルトガル、アイスランドが加わった12か国の間で締結された軍事同盟

現在は、欧州を中心に29か国が加盟(ロシアが準加盟国)

パートナーシップ協定による友好国を含めると50ヶ国

◆太平洋安全保障条約(ANZUS)1951年 豪州・NZ

◆米比相互防衛条約1951年：フィリピン

◆日米安全保障条約1952年、1960年新条約：日本

◆米韓相互防衛条約1953年：韓国

◆台湾関係法1979年(1954年米華相互防衛条約)：台湾

アジア太平洋地域の特徴は、米国との二国間条約が多く、
米国の企図した集団安全保障機構が無いことです

1954年 米国は東南アジア条約機構（SEATO）という
反共主義諸国の軍事同盟を結成、パキスタン、フィリピン、タイに
米英仏豪、ニュージーランドの8ヶ国が加盟していました
米国は、日本、韓国、中華民国の参加も予定したのですが、
フランスの反対で実現しなかったのです

SEATOは、ベトナム戦争から米軍が撤退した1973年以降、
南ベトナム政府の軍事支援要請に対して、フランスが国内の
対米追従批判を恐れ、フィリピンが国内の共産ゲリラの
掃討に追われて反対したため、加盟国の満場一致を
条件とする機構は対応できず、1977年に解散しています

1954年 米国は東南アジア条約機構（SEATO）と同時期に
反共の軍事同盟として米国、日本、韓国、中華民国（台湾）
による北東アジア条約機構（NEATO）を提唱しましたが、
韓国が日本の参加に反対して実現しませんでした

当時東アジアの集団安全保障体制には日本が不可欠と
考えた米国は、米軍基地が日本の暴走を抑えると反対国を
説得していますが、韓国の反日感情と共に、日本の世論も
再軍備に消極的で日本は積極的に動けなかったのです

ASEAN（東南アジア諸国連合）も元を糾せば東南アジアの共産化防止を図る米国が支援をして、1967年に発足した東南アジアの安全保障を含む地域協力機構でした。今や米中日等加盟国が50か国を超え、各国は本部のあるジャカルタに事務所を構えASEAN大使を常駐させ、東南アジア友好協力条約（略称TAC）を締結しています。1961年ASEANは、タイ、フィリピン、マレーシアの3か国が結成した東南アジア連合（ASA）を発展的に解消、当初はインドネシア、シンガポールを加えた5か国で構成され、TACは東南アジア諸国の平和と安定の維持、発展のための多国間条約でAA会議の平和十原則を継承しています。1984年に英国から独立したブルネイの参加以降、ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマーが加盟、10か国体制となりますが、1995年のベトナム社会主義共和国の加盟は、ASEANを反共政治同盟から地域協力の共同体へ変質させています。東南アジア域外国の加入には域内国全ての同意を要するASEANには、中国、インド（2003年）、日本、パキスタン、韓国、露国（2004年）、豪州（2005年）、フランス（2006年）、北朝鮮（2008年）、米国、EU（2009年）等が加盟、主に通商を目的とする域外加盟国にも、2000年からはTACが適用され、締約国間の交流、定期協議、強靱性を高める努力等の他、基本原則を指針とする義務を負います。

しかし、東南アジア友好協力条約（TAC）は前文に於いて東南アジアに影響を及ぼす事項に限定して、国際連合憲章、1955年バンドン会議における平和十原則等の精神を踏襲することを謳っている通り、域外国の条約遵守は域外国の安全保障に効果を有するものではありません。東南アジアの反共組織という意義も薄れてしまいました。米国の中東諸国の共産化を防ぐ努力も実りませんでした。1955年、イラク、トルコ、パキスタン、イラン、英国がバグダッド条約を締結、中東条約機構（METO）を組織しますが、1959年イラクが革命のため脱退したため、中央条約機構（CENTO）に改編しますが、印パ戦争や中東戦争に介入出来ず、1979年機能しない儘イラン革命を契機に解散しています。国連に代って世界の治安維持に奮闘する米国に、各国は十分な協力を惜しみ成功しなかった例も多いのですが、米国が自由主義陣営の守護神として意思を明瞭に宣言、世界の共産化に対峙し紛争を抑制した功績は偉大です。冷戦の終結は、世界の共産化というスターリンの野望が各国で恐怖政治と腐敗を生み、敗北したことの象徴でした。しかし、未だにスターリンの申し子を抱えるアジアには、自由と正義を重んずる国際社会とは相容れぬ文化があり、日本は、米国の後退を何としても阻止すべきなのです。

■ 米国のルーズベルト容共政権

第二次大戦後、核兵器を含む圧倒的軍事力を背景に米国が主導した「国連」の理想は、五大国の拒否権により頓挫、拒否権は過去300回以上発動、その半数近くは旧ソ連で、その根底には米露、米中の利害相反、陣営対立があります

資本主義初期の過酷な労働環境などの問題を指摘するマルクス等の思想を背景に1922年に誕生したソ連は、大戦後東欧、アジア、中近東、アフリカ、中南米等広汎に共産主義革命を指導、親ソ社会主義政権を誕生させました。東アジアでは、1948年金日成の朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）、1949年毛沢東の中華人民共和国が誕生、東南アジアでも北ベトナム、カボジャ、ラオスが成立しています

共産主義が急速に世界に蔓延したのは、スターリンがレーニンから継承した「共産主義インターナショナル」（コミンテルン1919-1943）を通じて世界各国の反政府勢力の参加を募り、資金援助と思想教育を施して共産主義による世界制覇を目標に各国に世界革命を促したことに拠ります

マルクス主義の基盤となった第一インターナショナル(1864-1876 英国発祥)、マルクス主義者の結成した第二インターナショナル(1889-1914 仏国発祥)に次ぎ、第三インターナショナルとも称され、戦後はコミンフォルム(1947-1956)に引継がれました

計画経済に拠る不況の無い社会、反戦に拠る平和な世界、共産主義が世界をユートピアに変革する如き謳い文句に、

1929年の大恐慌に苦しむ各国の知識人は魅了されます
大正11年(1922年)コミンテルンは日本共産党を設立、
32年テーゼでスターリンは日本を標的にしていました

大正8年(1919年)米国でも社会党左派が分派、東欧系ユダヤ人を中心とする米国共産党が結成され、共産主義・マルクス経済学は知識人を中心に広まっていきました

昭和8年(1933年) 大恐慌の克服を掲げてユダヤ系のフランクリン・ルーズベルト大統領率いる民主党政権が誕生します
財務長官ヘリー・モーゲンソー、財務次官補ハー・ホワイト、

労働長官フランシス・パーキンス女史は共にユダヤ人でした
国務長官コーデル・ハルの夫人は、クー・ロフ商会のユダヤ人銀行家ジェイコブ・シフの一族で、その影響もあつたでしょう

全米ユダヤ人協会会長のシフは、帝政ロシアのユダヤ人迫害に憤慨し日露戦争の戦費の過半を調達し、明治天皇が直々に勲一等旭日大綬章を贈って讃えた日本の恩人です

日本の世論が日露講和に反対して起きた日比谷焼討事件、鉄道業を重視した彼が、長年支援してきた米国の鉄道王ハリマンによる満鉄共同経営等を日本が悉く潰して

米国の中国進出を阻んだことには批判的であり、
現実にそれが日米関係悪化の主な要因となっていました

1917年 日露講和から13年後、ロシア革命によりロマノフ王朝三百年の歴史は閉じ、共産主義政権が誕生します
シフはこの時レーニン、トロッキーに多額の資金を提供しています
マルクス主義者レーニンが率いる新政権は、レーニンを含め閣僚の大半がユダヤ人であり、ロシア革命は帝政ロシアのボグロム（ユダヤ人迫害）に対するユダヤ民族の抗議、人口比1%に満たないユダヤ民族の革命でもあったのです
シフは1920年 73歳で他界しますが、クーシ・ローブ商会は1977年にリーマン・ブラザーズに統合されるまで健在でした

日本が日露戦争で負った年間予算三年分の債務を完済したのは、昭和61年（1986年）のことでした
なお、ハリマンの息子W・アヴェレル・ハリマンが、1943年ルーズベルトから在ソビエト特命全権大使に任命され、連合国首脳間の調整に活躍しているのも偶然とは思えません

ユダヤ人学者が目立つルーズベルトの若きブレイン連をジャーナリズムは『ブレーン・トラスト』（頭脳トラスト）
或いは『アカデミック・キャビネット』（学者内閣）と称し、その一人、コロンビア大学教授レックス・チー・ダグウェルは、マルクス主義経済学者であり、米国の共産主義化に熱心でした
米国の共産化を企図する『ニュー・ディール』の著者、ユダヤ人社会主義者のスチュアート・チェーズと親交があり、
『第2回10年計画下のソ連』は彼らの共著でした

こういったルーズベルト政権のニューディール政策は、市場経済へ積極的に介入する計画経済に近いものでした。在庫負担に苦しむ企業に生産調整を要求、価格協定を認め、テネシー川流域開発公社（TVA）など公共土木事業に数十億ドルを支出する全国産業復興法（略称NIRA）や農業の生産を調整、余剰を輸出する代わりに減収分を補助金で補う農業調整法、勤労者の労働意欲を高めるため団結権、争議権等の労働基本権を認めるワグナー法等一部には違憲判決が出る程大胆な社会改造だったので

外交面では、善隣外交政策をとり、貿易の拡大を期待して1933年11月16年間に亘り断絶していたソ連と国交を回復、この時ソ連は前年から引き続くウクライナ農民に対する人工的大飢饉ホロドモールの渦中にありました

ウクライナで収穫される小麦を貴重な外貨獲得の手段としていたソ連は、農民に厳しい割当を課し、割当を収めると農民達には食料が残らず、割当を収められない農民は罰則の強制移住により家畜や農地を奪われました。飢餓による死亡者は400万から1,450万人とされています。英国を中心に国際連盟や国際赤十字が人道問題としてソ連政府に改善を要請しましたが、ソ連政府は飢饉の事実を1980年代に至るまで否定し続けたのでした。

五か年計画の順調な仕上りを公表していたソ連は、共産主義の現実をひた隠し、虚像を拡散していたのです。党の方針に反対する者は次々に抹殺されていきました。計画経済とは厳しいノルマのことであり、失業が無いとは死ぬまでジャガイモを齧りながら働くことだったのです。共産主義の恐怖は冷戦終結後も身近に残っているのです。

1932年9月 蒋介石は早くも米ソ国交樹立が近いという情報を得て、米国がソ連の脅威に対する警戒心を解き、防波堤となっている満州国（日本）への圧力を強め、同時に中国共産化の勢いが弱まることを期待しています。

1932年7月 関東軍囑託の石本権四郎が熱河省内朝陽寺で拉致され12月殺害された朝陽寺事件を契機に、関東軍は1933年1月に長城の東端山海関に進出、2月に熱河作戦を敢行、5月31日「塘沽停戦協定」が締結されました。

協定は中国側の提案によるもので熱河省は満洲国に併合、中国は一切の挑戦攪乱行為を慎むこと誓っています。

この年11月に実現した米ソの国交樹立は、蒋介石が米国の支援を求め日中対立を深める契機となったのです。

米国は南北戦争のため中国進出が遅れており、1900年国務長官ジョン・ヘイが清国の領土保全を宣言していました。清国に門戸開放を迫る政策でしたが、ルーズベルトは日本が1904年にロシアから譲受けた満州のみ侵略としたのです。

■ 仕組まれた米国の欧州参戦

ニューディール政策の効果については諸説があります。巨額の財政出動と金融政策によって一時的な景気回復を見たものの持続せず、結局米国経済が1929年の水準に復帰したのは第二次世界大戦の軍需によるものでした。1937年には、労働争議の頻発、景気後退、株価大暴落等、民主党保守派議員までが共和党と超党派ブロックを結成、ニューディール政策の前に立ち塞がる危機的状況でした。

昭和12年（1937年）10月5日 ルーズベルトはシカゴで隔離演説を行い、「好戦的国家は、平和を愛好する国民の共同行動によって隔離されるべきである」と訴えます。演説には特定の国名はありませんでしたが、同年9月中華民国が国際連盟に日本を不戦条約・九ヶ国条約違反と提訴していたから日本に対することは明白でした。ルーズベルトの日本隔離政策はこの辺りから始まります。

前年1936年12月 対日戦を控え毛沢東との国共内戦を優先させていた蒋介石は、張学良の親衛隊により宿泊先で拉致、西安に拘禁され共産党との国共合作を強要されます。この西安事件は、ソ連・コミンテルンの指令に拠るものであり、翌年から始まる支那事変の布石となるものでした。

1937年7月には盧溝橋事件、郎坊事件、通州虐殺事件と日中両軍が衝突、8月13日中国軍の精鋭部隊約3万人が上海の日本租界を包囲し、上海事変に発展したのです。何れの事件・事変も中国側の挑発に拠ることは明らかです。

通州虐殺事件は、7月29日に通州(現：北京市通州区)の冀東防共自治政府保安隊(中国人部隊)三千名が日本軍の通州守備隊・通州特務機関110名を襲撃・壊滅させた後、日本人居留民宅を襲い380名の過半を惨殺したものです。

事件の残虐性を伝える生存者の証言が遺されていますが、事件取材した米人記者ド・V・ウィリアムズは、

史上最悪の集団屠殺、事件の背後には中国共産党の工作があったとしその要旨を次のように報道しています。

「通州の日本人男女、子供等の虐殺は、7月29日の明け方に始まり一日中続いた。野獣のような支那兵に追い詰められ、女子供の悲鳴が何時間も家々から聞こえた。支那兵が強姦し、拷問をかけていたのだ。酷いことには手足を切断され、ほとんどの場合男女の区別もつかず、犠牲者が投げ込まれた池の水は血で赤く染まっていた。」

社会主義者の山川均は、雑誌『改造』1937年9月号の「支那軍の鬼畜性」で中国の反日政策を批判しています。

■上海事変は中国の日本租界侵略

上海事変は、8月9日上海の非武装地帯で日本軍上海海軍特別陸戦隊大山勇夫海軍中尉が30発以上の銃撃を受け、

顔が潰され虐殺された大山事件に端を発しています

当時非武装地帯には保安隊の制服を纏った中国正規軍が投入されており、1932年の休戦協定を無視してライフル、

機関銃、カノン砲などを秘密裏に持ち込んでいました

翌8月10日上海領事は国際委員会で中国の平和維持隊の撤退を要求し、外国人委員はこれに賛成、ユイ中国市長も

解決に協力を約しますが、翌日実現困難と通告してきます

8月13日朝、前日に上海の日本租界を包囲していた中国

軍精鋭約3万人が日本軍陣地に対して突然機関銃射撃を

開始、応戦する日本軍には上海陸戦隊2,200名を中心に

日本海軍指揮下の陸上戦闘部隊4千余名しかいません

政府の不拡大方針に基き交戦回避、戦闘区域が国際区域に

拡大しないよう中国軍機への対空砲火も控えていました

陸軍の到着まで持ち堪えることが困難と判断、欧米列強の調停を期待したのですが、英米仏各国領事による調停案が

東京に届く前、夜9時に中国軍は総攻撃を開始したのです

8月14日中国軍機による日本艦艇を狙った空爆は、

誤ってフランス租界・国際共同租界に投下されます

民間人死者 1,750 名、負傷者 1,870 名と 3,000 人以上の死傷者を出し国民党政府は遺憾の意を表明しています
事態の重大さに日本政府は、不拡大政策を見直し、15日松井石根大将を司令官とする上海派遣軍 2 個師団の派遣を決定、日本海軍も九州から南京へ渡洋爆撃を開始します

15 日から中国軍は兵員を増強、17 日には 7 万名を超え、日本側も、横須賀・呉・佐世保の特別陸戦隊 2400 名が急行、19 日夜には陸戦隊合わせて約 6300 名となっていました

8 月 18 日 英政府が日中両軍の撤退を求め、他の列強の協力を条件に国際租界に居住する日本人の保護責任を負う用意があると通告し、米仏政府もこれを支持しますが、先の列国調停案を無視した中国側の総攻撃から戦闘は不可避と判断した日本政府はこれを丁重に辞退します

8 月 21 日 中華民国はソ連と中ソ不可侵条約を締結、ソ連は 5 年間日本と不可侵条約を締結しないと約束、

戦闘機等の供与を開始、翌 22 日 国共合作により共産党軍が第八路軍として国民革命軍に編入されます

8 月 23 日 日本の上海派遣軍が、艦船砲撃の支援下上海北部沿岸に上陸しますが、ドイツ軍事顧問団が構築したトーチカと中国軍の銃撃に苦戦、揚子江岸に釘づけにされ

20 キロ離れた上海市街地の居留民を救援できません

中国の対独軍事依存は清朝に遡りますが、当時蒋介石は既に軍事顧問団を招聘しており、1933年5月上級顧問に迎えられたドイツの元陸軍参謀総長ハンス・フォン・ゼークトは1934年4月 ヴェッツェル中将の後任団長に就任しています。上海派遣軍苦戦の原因は、彼が上海周辺にトーチカを構築し、その開口部から銃撃するという防衛陣地ゼークトラインでした。ゼークトは、中国軍を中央集権型に改編し、敵を日本一国に絞って日本への敵愾心を養う教育を提言、蒋介石は秘密警察「藍衣社」を組織して対日敵視政策に踏み切ります。ゼークトの後任ファルケンハウゼンも、1935年1月に日本を中国に利権を持つ英米と対立させて駆逐すること、10月には、漢口と上海にある租界地の日本軍に対する先制攻撃を進言した上で、1936年4月には、英米が欧州大戦に忙殺されて余裕が無くなる前の日中開戦を迫りました。1937年5月には軍事顧問団は100名を超え、その指導下独式に鍛えられた中国軍精鋭部隊に最新の銃器を支給、上海事変は実に周到な計画と準備の下に開始したのです。8月30日に海軍、31日に松井軍司令官から、陸軍増派が要請されますが、15日に不拡大方針を見直して派遣軍を送出したばかりの陸軍参謀本部は、事変の性格を測り兼ね9月9日動員命令を発令、27日戦線不拡大と派兵反対に固執した石原莞爾参謀本部第1部長の辞職を決定します。

国際都市上海を舞台にした、2個師団では済まない規模の事変とは何か、戦火拡大が欧米諸国との外交に与える影響、限度のある日本の兵力と戦費をどこまでこの一戦に割くべきか、策士石原莞爾は悩んでいたに違いありません

1937年度（1936年9月から1年間）の対中作戦計画は、使用兵力を14個師団（前年度9個師団）に増加しますが、満州防衛に重点を置く石原も参謀本部も、対ソ戦に備えて中国との戦争は極力回避すべきであると考えていました

当時の上海は、中国随一の大都会であり、各国が警察権と行政権を有する租界には多くの外国人が住んでいました

日本 20,522名、ロシア 11,279名、英国 9,243名、米国 3,809名、フランス 1,647名、ドイツ 1,838名

蘆溝橋事件の勃発に伴い揚子江上流から逃れてきた2万2千を加えると上海の日本人は4万名超でした

上海事変とは、度重なる蒋介石の挑発を欧米諸国に訴える好機でしたが、既に外交的に孤立していた日本は居留民を見殺しにするリスクを回避、居留民保護のため3個師団の増派に応じ、その後も戦況に応じて3個師団、1個師団を追加、合計9個師団と戦線を拡大していったのです

上海事変は、実質は戦争、日中戦争最大の山場でしたが、蒋介石が宣戦布告を怠ったのは、米国が中立法により武器や軍需物質の輸出を禁じる惧れがあったからです

10月10日 上海派遣軍は、ゼークトラインに本格的に攻撃を開始、これを破って10月26日には上海近郊の要衝大場鎮に達し、翌27日大場鎮は陥落します

11月5日 上海南方60キロの杭州湾に面した金山衛に日本の増援部隊が上陸、蘇州河で戦っていた中国軍も退路が絶たれる惧れから11月9日一斉に退却しました日本軍は上海を制圧、日本人居留民は解放されますが、上海市内で10倍の中国軍と対峙した日本海軍陸戦隊も、海軍の艦艇砲撃、航空機による空爆の支援を得て、民間人に大きな被害を出しながら市街戦に耐えたのです

日本軍は、上海の外国租界には直接介入していません

11月9日 上海中国地区の接收をほぼ完了しますが、上海の戦闘がほぼ終了した11月8日までの日本陸軍の人的被害は累計で死者9,115名、負傷者31,259名でしたこうした事態に、松井石根大将は一気に勝敗をつけようと南京攻略を決心するのですが、その詳細は省きます

一方、勝利を確信していた蒋介石は、圧倒的兵力にも拘らず戦局が思わしくない原因を日本軍に通じる漢奸の所為に帰し、8月下旬 漢奸狩りを開始、上海南市老西門広場では、毎日数十人が裁判も無く漢奸として処刑され、政府官吏も含めた処刑者総数は4,000名に達しています

上海事変は、中国の侵略から日本人居留民を保護する戦いであり、日本の侵略でなかったことは、当時の海外報道も下記をご覧の通り概ねこれを認めていました

1937年8月31日の『ニューヨーク・タイムズ』
「日本軍は敵の挑発の下で最大限に抑制した態度を示し、数日の間だけでも全ての日本軍上陸部隊を兵営の中から一歩も出させなかった。ただしそれによって日本人の生命と財産を幾分危険にさらしたのではあるが…」

9月16日の『ニューヨーク・ヘラルドトリビューン』
「中国軍が上海地域で戦闘を無理強いしてきたのは疑う余地は無い」

しかし、日本が増派を決定して間もない9月12日、蒋介石は上海事変を日本の侵略として国際連盟に提訴、10月6日連盟総会は全会一致で次の決議案を採択します
『日本の軍事行動は自衛の範囲を超え、九国条約および不戦条約の義務に違反する。紛争解決は日中直接交渉では不可能であり、九国条約締約国による会議開催を提案する。
対中援助の考慮を各国に勧奨する』

これは、未だ日本租界が中国軍に包囲され、上海派遣軍は中国のトーチカ攻撃に苦戦している時点での連盟決議でした

連盟理事会は、問題を諮問委員会に付託し、同委員会は日中独豪4国にこれを委ねましたが、日本は問題は二国間において解決し得るとして参加を拒絶、その結果、中独豪が日中紛争報告書草案・決議案を作成、加盟各国は自国の中国権益を優先してこれを採択したのでしょう

連盟総会決議を受け、ベルギーのブリュッセルで開催された九国条約関係国会議に対し、日本は参加を拒絶しています

10月27日 不参加の理由として、盧溝橋事件以来事態不拡大を図った日本が、中国の挑発行為に止む無く反撃した自衛行為を九国条約違反とした連盟決定を非難、そのような状況で日本が会議に参加しさらに不公正な決議に拘束されるのは不本意とする声明を発表します

11月3日 九国条約関係国会議は日本を除く条約締約国とソ連が参加して、日本の条約を無視する態度に抗議する宣言を採択した以外、何ら具体的措置をとることなく、

11月24日に経過報告書を採択し無期休会となっています

9月12日という極めて不自然な蒋介石の連盟提訴の時期、事実を無視した中国全面支持の連盟決議（10月6日）をルーズベルトの隔離演説（10月5日）と連動してみると、上海事変（日本租界侵略）を意図的に日本の侵略として歴史に刻もうとする米英中の排日連携が見えてきます

国際連盟の日本非難決議以降の海外報道は次の通りです

1937年10月7日の『シドニー・モーニング・ヘラルド』
「居留民保護の日本軍は増援を含めて4千だけであった
…ドイツの訓練を受けた部隊から徴用された2~3万の
中国軍と向かい合って攻勢を開くだろうとは信じ難い」

1937年10月、ローマ法王ピオ11世（在位1922-39）
「日本の行動は、侵略ではない。日本は中国（支那）を
守ろうとしているのである。日本は共産主義を排除するた
めに戦っている。共産主義が存在する限り、全世界の
カトリック教会、信徒は、遠慮なく日本軍に協力せよ」

共産主義に警鐘を鳴らし日本支持を表明するバチカンの
声明に対し、東京朝日新聞は次のように評価しています
「わが国の対支那政策の根本を諒解するものであり、百万
の援兵にも比すべきである。英米諸国における認識不足の
反日論を相殺して、なお余りあるというべきである」

ルーズベルト大統領による侵略者中国に対する支援が、
昭和12年（1937年）に始まったことは明白です

戦後東京裁判で連合国は支那事変を日本の侵略戦争と
断定して日本を裁きましたが、この年ルーズベルトは支那
事変を戦争とは認定せず、中立法の適用を否定したのです

1937年5月 全交戦国への強制的な武器輸出の禁止を規定した1935年の米中立法は改正され、戦略物資につき「キャッシュ&キャリー」（現金払い・自国船輸送）を条件に交戦国に対する販売を認める条項が設けられます。この改正は、資金力・制海権で優位な日本に有利でした。支那事変に中立法が適用されると、制海権を持たない中国は、自国船輸送・現金払いの両面で不利になります。

その結果、米国は対支軍事援助を視野に入れ、支那事変を戦争と認定するのを避け、国際連盟は中国の侵略が明白な上海事変を日本の侵略として非難、日本を追詰めました。南京虐殺を誇大に宣伝する報道がこれに追随したのです。

ここで注目すべきは、『タイム』や『ライフ』の発行者ヘンリー・ルースと蒋介石夫人宋美齡の存在です。

ルースは、他のメディアが報道する事実に対して、対中支援のための反日キャンペーンを行っていました。これは彼の父親が北京で布教活動に従事する医師であり、彼も山東省に生まれた経歴を持ち、姉妹が宋美齡と同じウェルズリー大学（マサチューセッツ州）の卒業生だったからです。ルースは帰米後、1923年に週刊誌『タイム』を創刊して成功すると、支那事変の前年1936年には写真週刊誌『ライフ』を創刊して中国支援を鮮明にしていきました。

『野蛮な日本と戦う健気な中国』を看板に掲げて、
蒋介石夫婦を中国の救世主に見立てた宣伝商法は、
見事に欧米人の眼に止まり事実を隠蔽していきました
民間の中国支援団体を統合して中国救済連盟を結成して
義援金募集の中核とし、宋美齡の訪米に際し全米各地の
歓迎式典や講演会の設営など蒋介石支援に尽力しました
ルースが宋美齡と知り合った時期は不明ですが、「ライフ」
「タイム」の中国支援報道は1937年に始まったようです

「上海南駅の赤ん坊」ライフ誌 1937年10月4日号
日本軍が1937年8月28日に爆撃した上海南駅に於ける
「赤ん坊」を掲載し、日本の中国侵略を印象付けています
ハースト社カメラマン王小亭の写真には、演出説も存在します

「時の人」タイム誌 1937年度

日中戦争を戦う蒋介石を選び、誌上で対中支援を訴え

「独式鉄帽子の中国兵」ライフ表紙 1938年5月16日号
紙面では南京虐殺を報じる写真を掲載して対日批判

1936年11月25日に日独間で調印された日独防共協定
（『共産「インターナショナル」ニ対スル協定』）による
日独提携が、英米にとっては日本の枢軸国入りと解釈され、
対日非難のプロパガンダ報道が注目され出したのです

1935年7月第7回コンテリツ世界大会で標的とされた日独は、翌年11月国際共産主義運動の脅威に対し防共協定を結び、日独何れかが侵略されても他の一国が共産側に立つことを禁じますが、両国に相互防衛義務はありませんでした英米がこれを軍事同盟として警戒したのは、丁度独伊の枢軸宣言の直後であった所為もあるかも知れません

1936年7月17日スペイン領モロッコでフランコ将軍が蜂起したスペイン内戦で、左派人民戦線政府（共和国派）支援のソ連に対し、同年9月反乱軍（民族独立主義派）の支援に回った独伊両国は、10月25日に枢軸宣言をし、11月1日ムツソリーニは「ローマとベルリンを結ぶ線は世界の枢軸（回転軸）となる」とミラノで演説したのです

日独防共協定が日独間で調印された1936年11月25日は、

独伊両国の枢軸宣言から丁度一か月後だったのです

日本政府には反英米の意図は無く、日露戦争で得た

満蒙の権益「満州国」を護る反ソ連の協定でした

当初防共協定の誘いを受けた日本側の駐独日本大使館付陸軍武官大島浩少将は、日独提携によってソ連が南進して満州に侵攻する危険性を低下させるものと評価、交渉は陸軍主導で進められ、政府の関与は、2.26事件後3月に

岡田内閣総辞職を受けて発足した広田内閣からでした

外務大臣から首相に就任した広田弘毅は、従来から軍部の意向を尊重しており、反対する有田八郎外相を抑え各国大使に訓電して、協定が防共以外には何ら他意の無い

ことを各国政府に十分納得させるよう要請したのです。駐英大使吉田茂は、外交上如何なる弁明も英米の誤解を招き、将来を危うくすると考えこれに猛然と反対しました。当初外務大臣に外務省同期入省の吉田を予定した広田は、英米派を嫌う軍部の反対で断念した経緯がありました。

吉田茂は、ベルリンからロンドンまで説得に来た大島浩に次のように大局観を述べて逆に説得に務めています。

「日独防共協定を単なるイデオロギーの問題と言うが、結局日本が軍事的にドイツと結ぶことだ。世間はそう観る。軍部も何れこれを軍事同盟に発展させる肚ではないのか。ナチ・ドイツの実力を過大に評価してはいけない。第一次世界大戦で連合国に叩き潰され、海外領土を失った国が、僅か二十年で英仏、ひいては米国と戦えるほど回復できる筈が無い。一方、世界に膨大な領土と豊富な資源を持つ英米は、長年に亘り政治・経済分野での蓄積も大きい。ドイツと組んで、英仏米を敵に回す覚悟はあるのか。」

大島の反論を挟み、吉田は次のように結んでいます。

「英米側が勝つか、独伊側が勝つか、意見が分かれる。防共協定を結ばず、フリーハンドでいるべきではないか。」

協定の推進者リッペンロップの意図は、日独提携による英国牽制であり、当時は軍縮問題全権代表に過ぎなかった彼は、総統ヒトラーの信任を背景に、伝統的に親中路線を執る独国防軍に対抗して日独提携を推し進めます

1936年4月国防軍総局長ライヒェナウは、中国政府に1億マルクの追加融資を行い、中国軍備拡張計画を練り、六個師団からなる十万の軍、軍事顧問団30万の創設ほか沿岸部防衛用高速魚雷艇の輸出、揚子江防衛のための15cm砲台と機雷封鎖設備の供給が計画されています

7月には三カ年計画を開始、独中協定の強化と中独軍事同盟の締結を視野に、中央鋼鉄廠・兵器化学工場、ベンツによる国有自動車会社などの建設を進めていました

主目的は、タングステンとアンチモンの独占開発であり、短期間の工業化計画は民間企業の期待を集めていました7月に駐英大使を拝命したリッペンロップは、赴任を前に日独防共協定が白紙化する危機をヒトラーに訴え、外務省も国防軍の過大な投資を危惧した結果、ヒトラーは9月に帰国したライヒェナウに対し、「將軍たちは政治を無視して、対日構想を台無しにしようとしている」と一喝します

11月25日 ベルリンのリッペンロップ事務所にて行われた調印式には全権大使武者小路駐独大使が署名、協定締結後ヒトラー以下高官が参加、祝賀晩餐会が開催されています

防共協定に対する日本側の対応が煮え切らないのに比し、ヒトラーが軍部の対中支援を停止させたのは見事でした。独国防軍の中国開発計画の目的は、ドイツを標的とするソ連ではなく、共に標的とされた日本、反日にありました。ヴェルサイユ条約で中国利権を日本に奪われたドイツは、軍事協力を再開して対中貿易シェアを17%までに回復、独国防軍の中国振興はその延長線上にあり、ヒトラーが

これを阻止したことによる経済的損失は甚大でした。ヒトラーの危惧は、軍部の独走が欧米列強を敵に回し、中国に背かれて投資回収不能となる事態だったでしょう。

1936年12月毛沢東との国共合作、1937年8月21日中ソ不可侵条約の締結と、中国はソ連に傾斜していき、1938年5月ヒトラーは軍事顧問団引き上げを決断します。

ドイツの対中支援が日独提携により阻まれた事実は、蒋介石を通じて英米に伝わり、親中派ルーズベルトの排日は決定的なものになったと思われませんが、日本が枢軸国と手を結ばなくても、英米は各国利権の対象中国の満州放棄を日本に迫り、日米開戦に追い込んだでしょう。

1938年10月6日 米国は日本を九カ国条約・ケロッグ-ブリアン協定(パリ不戦条約)違反とする国務省声明を発表、翌11月には援蒋ルートを通じ対中支援を開始しています。

1939年7月 米国は日米通商航海条約の廃棄通告、1940年9月選抜徴兵制導入（兵員140万人以上）、1941年3月武器貸与法を制定し戦闘機・武器・軍需物資の連合国への供給、7月25日在米日本資産凍結、8月1日全侵略国への石油禁輸、11月27日最後通告（ハル・ノート）、

12月7日（日本時間12月8日）日本軍の真珠湾攻撃と、日本は勝算の無い戦争に追い込まれていったのです。ルーズベルトは、近衛首相の会談申入れを拒否するなど

日本の開戦回避の努力を過大な要求で悉く封じ、傍受して事前に把握していた真珠湾攻撃を意図的に放置、戦争を望まない米国民を扇動し日米開戦を実現しました。

日米開戦は、世論を欧州大戦に誘導する導火線でした。選挙公約に反し、モンロー主義（米欧不干涉主義）という

米国の伝統を破って、欧州大戦に参戦した目的は、ドイツのユダヤ人虐殺への報復とニューディール政策の生んだ巨額の財政赤字を埋める一石二鳥だったでしょう。

母方の祖父が阿片貿易で財を為し、中国文化に深い愛着を持つ親中派のルーズベルトは、日本に反感を抱いており、1942年から1946年に亘り、独伊等他の枢軸国と差別して、日系人と日本人移民約13万人は強制収容所へ収監され、準備する間も無い収容に財産放棄を強いられたのです。

ルーズベルトにとって、蒋介石は日本を挑発して侵略者に仕立てた功労者であり、日中戦争に敗戦を続けながらも最後まで降伏せず、支援する米国の期待に応えたのです。ルーズベルトは、蒋介石の戦線離脱を危惧して蒋介石をカイロ会談に出席させ台湾の返還を約束した上、沖縄の中国領有まで提示、蒋介石は沖縄領有を辞退しています。

日本への原爆投下は、1944年9月18日ルーズベルトが米NY州ハイドパークの私邸で行ったチャーチル英首相との会談で既に決定していました(ハイドパーク協定 1972年公開)

1945年2月4日から11日にかけて、ソ連邦クリミア半島のヤルタで、米英ソ三国首脳によるヤルタ会談が開かれます。ルーズベルトは、スターリンに対し千島列島、南樺太の割譲を条件にドイツ降伏後3ヶ月以内の対日参戦を要求、ソ連はドイツ無条件降伏(5月8日)の約3ヵ月後の8月9日、日ソ不可侵条約を破って日本に宣戦布告して満州に侵入、参戦の翌8月10日日本のポツダム宣言受諾にも拘らず

北方領土を占拠し、北方領土問題を生起するのです。ヤルタ会談の行われた2月、終戦の半年前、既に勝敗が決した時期に、ルーズベルトはソ連に参戦を求めています。

その理由は、日本を無条件降伏に追い込み、自身の陰謀に対する日本の反論を懼れたからに他なりません。

■ルーズベルトの死

1944年11月7日 ルーズベルトは、共和党候補トーマス・E. デューイを破り、先例のない4選を果たしています

1945年4月12日 昼食前に脳卒中で死去、63歳でした

肖像画の制作中だったようですが、後任には副大統領

ハリー・S・トルーマンが大統領に昇格しています

その後、5月にはドイツ、8月には日本が無条件降伏し、

ルーズベルトが演出した第二次世界大戦は終結しました

日独両国に於ける占領政策は、ルーズベルトの陰謀の隠蔽、

歴史の改ざんにあったことは間違いありません

日本国憲法も、ニューディーラーと共産主義者の手で

作られ、憲法9条もその例外ではありません

以下次号